



# 税制大綱発表

平成 25 年の税制大綱が発表されました

今回の最大の目玉は、なんといつても相続税の改正です。いよいよ相続税の増税が現実となります。毎年、今年こそ改正か？と言われる続けながら先送りされてきた増税案ですが、今回ついに改正されることになりそうです。

## ◆相続税◆

今回の改正ではまず①基礎控除額が引下げられます。(表Ⅰ)不動産として資産をもっているも、基礎控除内で収まっていれば相続税がかからず対策は必要ありませんでした。しかし改正により、基礎控除自体が引き下げられ、改正前であれば該当しなかった方が、改正後に相続税の課税対象者に該当することがあり得るわけです。

法定相続人が3人の場合を例にとると：現行であれば基礎控除額は8,000万円となり、不動産、預貯金、保険金など併せて8,000万円以下であれば、該当しなかったのが、改正後は、4,800万円と引き下げられ、6割に縮小されます。相続税の申告が必要になるかどうかのボーダーラインが大きく下がるのがわかります。4,800万円といえ、都心であれば土地付き一戸建てのみでそれぐらいの試算になる場合もありますから、今まで「相続税は大金持ちの心配すること」と他人事のように言っていたのが、そうも言っていられなくなる方が増えてきます。

表Ⅰ

| 項目              | 現行  | 改正案  |
|-----------------|---|--|
| 基礎控除            | 5,000万円+法定相続人×1,000万円   | 3,000万円+法定相続人×600万円  |
| 累進税率            | 6段階(10、15、20、30、40、50%)                                       | 8段階((10、15、20、30、40、45、50、55%)   |
| 小規模宅地の特例 拡充     | 居住用宅地 240㎡まで80%減  | ・居住用宅地330㎡まで80%減<br>・特定事業用宅地400㎡80%減と居住用宅地の軽減は併用可<br>* 賃貸事業用宅地は併用不可のまま           |
| 未成年者控除<br>障害者控除 | 未成年者控除:6万円(20歳まで1年につき)<br>障害者控除:6万円(85歳まで1年につき)<br>特別障害者は12万円 | 未成年者控除:10万円(20歳まで1年につき)<br>障害者控除:10万円(85歳まで1年につき)<br>特別障害者は20万円                  |
| 国外財産の課税強化       |   | 国内に住所を有しない個人(国籍もなし)が、国内に住所のある者から相続、遺贈、贈与により取得した「国外財産」を課税対象とする<br>* H25.4.1以後から適用 |

由木 正伸

(注)上記の改正は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。